

過半数代表者の選出手続等及び労働条件等の明示等の方法の見直しについて
(職業安定法施行規則、労働者派遣法施行規則等の一部改正)

1. 背景

- 「時間外労働の上限規制等について(建議)」(平成 29 年 6 月 5 日付け労働政策審議会建議)及び「今後の労働時間法制等の在り方について(建議)」(平成 27 年 2 月 13 日付け労働政策審議会建議)を踏まえ、労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)について、次の(1)及び(2)の改正が行われたところ。<平成 31 年 4 月 1 日施行>

(1) 労働基準法上の過半数代表者の選出手続等の見直し

- 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 18 条第 2 項等に規定する過半数代表者について、次のとおり改正。

- ・ 過半数代表者の選出要件に「使用者の意向に基づき選出された者でないこと」を追加する。
- ・ 使用者は、過半数代表者が事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならないこととする。

(2) 労働条件の明示の方法の見直し

- 労働基準法第 15 条の規定に基づく労働条件の明示の方法について次の表のとおり改正。

改正前	改正後
書面の交付	書面の交付
	労働者が希望する場合の次のいずれかの方法
	・ <u>ファクシミリを利用してする送信の方法</u>
	・ <u>電子メール等(※)の送信の方法(電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)</u>

(※)「電子メール等」とは、電子メールの他、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)のメッセージ機能等を利用した電気通信をいう。以下同じ。

2. 概要

(1) 労働者派遣法上の過半数代表者の選出手続等の見直し

① 労働者派遣法施行規則の一部改正

- 派遣先の事業所単位の派遣可能期間を延長する際に意見聴取を行う対象となる過半数代表者については、労働基準法に規定する過半数代表者と同様の取扱いとしていることから、次のとおり改正する。

- ・ 過半数代表者の選出要件に「派遣先の意向に基づき選出された者でないこと」を追加する。
- ・ 派遣先は、過半数代表者が事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならないこととする。

(2) 労働条件等の明示等の方法の見直し

① 職業安定法施行規則の一部改正

- 労働条件等の明示並びに特定地方公共団体及び有料職業紹介事業者による取扱職種の範囲等の明示等の方法について、次の表のとおり改正する。

改正前	改正後
書面の交付	書面の交付
求職者等（明示を受ける者）が希望する場合の電子メールの送信の方法（電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）	求職者等（明示を受ける者）が希望する場合の次のいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ファクシミリ</u>を利用してする送信の方法 ・ <u>電子メール等</u>の送信の方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

② 労働者派遣法施行規則の一部改正

- 次に掲げる事項について、次の表のとおり改正する。
 - ・ 紹介予定派遣で派遣先が職業紹介を受けることを希望しなかった場合等における派遣元事業主への理由の明示の方法（労働者派遣契約に記載するもの）
 - ・ 海外の派遣先が講ずる措置に関する派遣先への明示の方法
 - ・ 労働者派遣契約の締結に当たっての抵触日通知の方法
 - ・ 待遇に関する事項等の説明の方法
 - ・ 労働者派遣に関する料金の額の明示の方法
 - ・ 派遣先への派遣労働者の氏名等の通知の方法
 - ・ 離職後1年以内の派遣の受入れに係る派遣元事業主への通知の方法
 - ・ 派遣元事業主への派遣労働者の無期・有期雇用の別等の通知の方法

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の交付 ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ 電子メールの送信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の交付 ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ <u>電子メール等の送信（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）</u>

- ・ 就業条件等の明示の方法

改正前	改正後
書面の交付	書面の交付
派遣労働者が希望する場合の次のいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ 電子メールの送信 	派遣労働者が希望する場合の次のいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ <u>電子メール等の送信（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）</u>

③ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正

○ 次に掲げる事項について、次の表のとおり改正する。

- ・ 紹介予定派遣で派遣先が職業紹介を受けることを希望しなかった場合等における派遣先から派遣元事業主への理由の明示の方法

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の交付 ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ 電子メールの送信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の交付 ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ 電子メール等の送信（<u>電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。</u>）

- ・ 紹介予定派遣で派遣先が職業紹介を受けることを希望しなかった場合等における派遣元事業主から派遣労働者への理由の明示の方法

改正前	改正後
書面の交付	書面の交付
派遣労働者が希望する場合の次のいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ 電子メールの送信 	派遣労働者が希望する場合の次のいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ 電子メール等の送信（<u>電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。</u>）

④ 派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正

○ 紹介予定派遣で派遣先が職業紹介を受けることを希望しなかった場合等における派遣先から派遣元事業主への理由の明示の方法について、次の表のとおり改正する。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の交付 ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ 電子メールの送信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の交付 ・ ファクシミリを利用してする送信 ・ 電子メール等の送信（<u>電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。</u>）

3. 施行日等

公布日・告示日 平成 30 年 12 月下旬

施行日・適用期日 平成 31 年 4 月 1 日

<参照条文>

◎ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

（労働条件の明示）

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

②・③ （略）

◎ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 112 号）による改正後の労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号） ※ 破線部分が改正部分

第五条 （略）

② 使用者は、法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。

③ 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。

一 ファクシミリを利用してする送信の方法

二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第三項及び第四項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第二項第一号、法第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

②・③ （略）

④ 使用者は、過半数代表者が法に規定する協定等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

◎ 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）

（法第五条の三に関する事項）

第四条の二 （略）

2・3 （略）

4 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

5～8 （略）

（法第二十九条の四に関する事項）

第十七条の七 （略）

2 法第二十九条の四の規定による明示は、求人申し込み又は求職申し込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（以下この項及び次項並びに第二十四条の五において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項並びに第二十四条の五第三項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3 （略）

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 (略)

2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人者の申込み又は求職者の申込みを受理した後、速やかに、第十七条の七第二項各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

3・4 (略)

◎ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）

(契約に係る書面の記載事項)

第二十二条の二 第二十一条第三項に規定する書面には、同項及び同条第四項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 紹介予定派遣の場合 当該派遣先が職業紹介を受けることを希望しない場合又は職業紹介を受けた者を雇用しない場合には、派遣元事業主の求めに応じ、その理由を、書面の交付若しくはファクシミリを利用してする送信又は電子メールの送信（以下「書面の交付等」という。）により、派遣元事業主に対して明示する旨

二～五 (略)

(海外派遣に係る労働者派遣契約における定めの方法)

第二十三条 派遣元事業主は、海外派遣に係る労働者派遣契約の締結に際し、法第二十六条第二項の規定により定めた事項を書面に記載して、当該海外派遣に係る役務の提供を受ける者に当該書面の交付等をしなければならない。

(法第二十六条第四項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知の方法)

第二十四条の二 法第二十六条第四項に規定する法第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日の通知は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、法第二十六条第四項の規定により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。

(待遇に関する事項等の説明)

第二十五条の六 法第三十一条の二第一項の規定による説明は、書面の交付等その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、次項第一号に規定する労働者の賃金の額の見込みに関する事項の説明は、書面の交付等の方法により行わなければならない。

2 (略)

(就業条件の明示の方法等)

第二十六条 法第三十四条第一項及び第二項の規定による明示は、当該規定により明示すべき事項を次のいずれかの方法により明示することにより行わなければならない。ただし、同条第

一項の規定による明示にあつては、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 次のいずれかの方法によることを当該派遣労働者が希望した場合における当該方法

イ ファクシミリを利用してする送信の方法

ロ 電子メールの送信の方法

2・3 (略)

(労働者派遣に関する料金の額の明示の方法等)

第二十六条の三 法第三十四条の二の規定による明示は、第三項の規定による額を書面の交付等の方法により行わなければならない。

2・3 (略)

(派遣先への通知の方法等)

第二十七条 (略)

2 法第三十五条第一項の規定による通知は、労働者派遣に際し、あらかじめ、同項により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。ただし、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付等ができない場合において、当該通知すべき事項をあらかじめ書面の交付等以外の方法により通知したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合であつて、当該労働者派遣の期間が二週間を超えるととき(法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容の組合せが二以上である場合に限る。)は、当該労働者派遣の開始の後遅滞なく、当該事項に係る書面の交付等をしなければならない。

4 (略)

5 法第三十五条第二項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならない。

6 (略)

(派遣可能期間の延長に係る意見の聴取)

第三十三条の三 (略)

2 前項の過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第一号に該当する者がいない事業所等にあつては、過半数代表者は第二号に該当する者とする。

一 労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 法第四十条の二第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であること。

3・4 (略)

第三十三条の六 法第四十条の二第七項の規定による通知は、同項の規定により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。

(法第四十条の九第一項の厚生労働省令で定める者等)

第三十三条の十 法第四十条の九第一項の厚生労働省令で定める者は、六十歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に雇用され

ているものとする。

2 法第四十条の九第二項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならない。

(派遣元事業主に対する通知)

第三十八条 法第四十二条第三項の規定による派遣元事業主に対する通知は、派遣労働者ごとの同条第一項第四号から第六号まで並びに第三十六条第一号及び第四号に掲げる事項を、一箇月ごとに一回以上、一定の期日を定めて、書面の交付等により通知することにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、派遣元事業主から請求があつたときは、同項に定める事項を、遅滞なく、書面の交付等により通知しなければならない。

◎ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 137 号）

第二 派遣元事業主が講ずべき措置

十三 紹介予定派遣

(一) (略)

(二) 派遣先が職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示
派遣元事業主は、紹介予定派遣を行った派遣先が職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣労働者の求めに応じ、派遣先に対し、それぞれその理由を書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示するよう求めること。また、派遣先から明示された理由を、派遣労働者に対して書面、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限る。）により明示すること。

(三) (略)

◎ 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）

第二 派遣先が講ずべき措置

十八 紹介予定派遣

(一) (略)

(二) 職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示
派遣先は、紹介予定派遣を受け入れた場合において、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣元事業主の求めに応じ、それぞれその理由を派遣元事業主に対して書面、ファクシミリ又は電子メールにより明示すること

(三)~(五) (略)